



2026 年 7 月 29 日

各 位

会社名 株式会社 住 友 倉 庫
代表者名 社長 永田 昭仁
(コード番号 9303 東証プライム市場)
問合せ先 総務部長 磯 伸哉
(TEL. 06-6444-1181)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 29 日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、本自己株式処分という）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026 年 9 月 25 日
(2) 処分する株式の種類 及び数	当社普通株式 33,400 株
(3) 処分価額	1 株につき 4,055 円
(4) 処分総額	135,437,000 円
(5) 処分予定先	当社従業員 334 名 33,400 株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025 年 8 月 28 日開催の取締役会において、一定の譲渡制限期間を設定した当社の普通株式を当社従業員に割り当てることにより、当社従業員が当社株価への意識を高め、株主の皆様と一層の価値共有を進め、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を強めること等を目的として、当社従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下、本制度という）を導入することを決議いたしました。

本日、取締役会において、2026 年 9 月 25 日から 2031 年 9 月 24 日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である一定の条件を満たす当社従業員 334 名（2026 年 7 月 1 日時点で管理職である者。ただし、2027 年 4 月 1 日までに満 60 歳に到達している者を除く。以下、割当対象者という）に対し、金銭報酬債権合計 135,437,000 円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法に

よって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 33,400 株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、本自己株式処分による希薄化の規模は、2026 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 76,614,215 株に対し 0.04%（小数点以下第 3 位を四捨五入）と軽微であるため、本制度の目的に照らして合理的であると考えております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、割当契約という）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

2026 年 9 月 25 日から 2031 年 9 月 24 日まで

上記に定める譲渡制限期間（以下、本譲渡制限期間という）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、本割当株式という）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、譲渡制限という）。

（2）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の従業員の地位から退職した場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合等を除き、本割当株式を、当該退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、期間満了時点という）において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

（3）譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の従業員の地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に満 60 歳に到達した場合、又は、昇格その他取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の従業員の地位から退職した場合には、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、満 60 歳の誕生日の前日が属する半期末日又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

(4) 株式の管理に関する定め

割当対象者は、S M B C 日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る）には、取締役会決議により、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の直前営業日（2026年7月28日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である4,055円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上